

日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令案に関する意見

○日常生活支援住居施設の基本方針は以下のものとする。

- ・支援は、個別支援計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならないこと。
- ・支援は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に当該入所者の立場に立って行われるものでなければならないこと。
- ・支援は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、入所者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援等のサービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならないこと。
- ・支援は、入所者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービスを行う者によるサービスに不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならないこと。
- ・自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと。

【意見】

基本方針の中では、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所者がその能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならないとされている。日常生活支援住居施設についても、いわゆる囲い込みとならないよう個別支援計画で利用期間を明確にし、利用期間終了前には入居者の意向を確認するとともに、継続的な利用が必要かどうか、保護の実施機関と協議しなければならないとすべきである。なお、利用期間については、社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会における委員の意見を踏まえ、長期間とならないよう、生活困窮者自立支援法に規定される一時生活支援事業の利用期間や無料低額宿泊所の利用期間を参考にすべきである。

また、生活保護法 30 条 1 項で「生活扶助は、被保護者の居宅において行うものとする」と定められている。無料低額宿泊所よりも長期の入所が想定されたとしても、居宅保護の原則に則り「可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて…目指すものでなければならない」を「居宅における生活へ移行できるよう入所者のストレングスを見出し、その能力に応じ自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、福祉事務所や民間企業、NPO 法人、社会福祉法人、地域住民等と社会的な居場所づくりを進めるものでなければならないこと」と表現を改めるべきである。

保護の実施責任は、保護の実施機関にある。その役割を日常生活支援住居施設に委託するのであれば、入所者の権利擁護の観点から、通知等で「保護の実施機関は、日常生活支援住居施設に委託決定をする場合、入居者の意向確認や事業の実施状況の確認等は保護の実施機関が責任を持って行うこと」とすべきであり、チェック機能の方法を通知等で示すべきである。

生活保護制度はわが国の社会保障の根幹であり、いわゆる「最後のセーフティーネット」としての役割が求められる一方で、その最前線で働くケースワーカーの疲弊が問題となっている。上記、日常生活支援住居施設の実施責任の明確化と合わせて、保護の実施機関の質の担保に向けた社会福祉の専門性を有する社会福祉士の配置と業務量に応じた適正な人数配置を進めるべきである。

○専任の管理者（生活支援員と兼務可）を施設に1名置かなければならないこと。管理者は社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならないこと。

【意見】

無料低額宿泊所における施設長の要件と同要件になっているが、日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所とは異なり、支援が義務づけられている。

その支援として挙げられている「生活課題に関する相談への対応」「社会との交流の促進その他に係る支援」「関係機関との連絡調整」は、貴省の地域共生社会推進検討会の最終とりまとめでは専門職が行うものとされている。日常生活支援住居施設における「管理者」もしくは「生活支援提供責任者」の要件には、社会福祉の専門性を有する「社会福祉士の配置を要件とする」との明確な記載をすべきである。

また、大規模施設で一部を日常生活支援住居施設として使用する場合、専任とする以上、管理者が無料低額宿泊所の生活支援員との兼任を認めるべきではない。

○生活支援提供責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、入所者についてアセスメントを行い、入所者及び保護の実施機関の同意を得なければならないこと。また、当該計画の作成後も、入所者との面接等によりその実施状況を把握し、少なくとも6月に1回以上当該計画を見直し、必要に応じて変更しなければならないこと。

【意見】

日常生活支援住居施設の入所者が抱える課題に応じた個別支援を行うためには「アセスメント」は重要であるが、省令案の概要にある「アセスメント」とは、どのようなことを指しているのか明確にすべきである。

また、個別支援計画の変更があった場合についても、作成時と同様に保護の実施機関と協議する機会を設定することを明記すべきである。

○従業者は、入居者が日常生活及び社会生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者が行うことが困難である場合は、当該入所者に係る保護の実施機関と連携し、その者の同意を得て代わって行わなければならないこと。

【意見】

日常生活支援住居施設は第2種社会福祉事業であることから、さまざまな経営主体の参入が可能である。いわゆる囲い込みとならないよう「その者の同意を得て代わって行わなければならないこと」を、「必要な手続等に関する援助が受けられるように配慮すること」に修正し、日常生活支援住居施設が代わって行うのではなく、適切なアセスメントのできる第三者の福祉専門職や他制度の活用を検討すべきである。

また、支援内容にある金銭の適切な管理に支障があると日常生活支援住居施設の職員が判断した入所

者については、入所者の権利擁護に成年後見制度や日常生活自立支援事業等の制度利用が必要であることを通知等で周知・徹底すべきである。

令和元年12月にとりまとめられた「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」では、今後、社会福祉法に位置付けられる新たな事業においては、生活保護を受給されている方も支援の対象とされることが書かれている。また、市町村が行う断らない相談支援及び地域づくりに向けた支援については、地域住民のニーズや資源の状況に合わせ、属性を超えた支援の柔軟かつ円滑な提供が求められる。以上のようなことから、保護の実施機関と日常生活支援住居施設、生活困窮者自立支援機関との連携について検討を深めるべきである。